## 資料 1

諮問第467号環水大土発第1709011号平成29年9月1日

中央環境審議会会長 武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣 中 川 雅



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき 環境大臣が定める基準の設定について(諮問)

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

 $1-(2-\rho \mu \mu r)$  [1, 2-a] ピリジン-3-イルスルホニル) -3 -(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル) 尿素 (別名イマゾスルフロン)

O-4-シアノフェニル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名シア ノホス又はCYAP)

ビス (2-ヒドロキシー5-ノニルベンゼンスルホン酸) 銅 (Ⅱ) 塩 (別名ノニルフェノールスルホン酸銅)

*O*-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=*O*, *O*-ジメチルーホスホロチオアート (別名ピリミホスメチル)

 $(RS) - \alpha - \nu r / - 3 - \tau r / + \nu \sim \nu v / 2$ , 2, 3, 3 - テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロパトリン)

メチル=1- (ブチルカルバモイル) ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート (別名ベノミル)

(別紙2)

 $N, N' - \{ ピペラジン-1, 4-ジイルビス[(トリクロロメチル)メチレン] <math>\}$ ジホルムアミド (別名トリホリン)

アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート) (別名ホセチルアルミニウム 又はホセチル)

ビス(2-クロロ-1-メチルエチル)エーテル(別名DCIP)

中環審第992号平成29年9月4日

中央環境審議会 土壤農薬部会部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会 会長 武内



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の規定について(付議)

平成 29 年 9 月 1 日付け諮問第 467 号もって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。

諮問第475号 環水大土発第1801051号 平成30年1月5日

中央環境審議会会長 武 内 和 彦 殿

環境大臣中川雅



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき 環境大臣が定める基準の設定について(諮問)

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2)別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-9-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]-9-アザビシクロ[3.3.1] ノナン (別名アシノナピル)

S-メチル=ベンゾ [1, 2, 3] チアジアゾールー7-カルボチオアート(別名アシベンゾラルS-メチル)

(2RS, 3RS; 2RS, 3SR) - 2 - (4 - クロロフェニル) - 3 - シクロプロピルー1 - (1H-1, 2, 4-トリアゾールー1 - イル) ブタンー2 - オール (別名シプロコナゾール)

1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-メ チルカルバモイル-3-{[5-(トリフルオロメチル)-2*H*-テトラゾー ル-2-イル]メチル}ピラゾール-5-カルボキサニリド(別名テトラニリ プロール)

O-2, 6-ジクロロ-p-トリル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名トルクロホスメチル)

(RS) - 4 - (4 - クロロフェニル) - 2 - フェニル - 2 - (1H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - イルメチル) ブチロニトリル (別名フェンブコナゾール)

ナトリウム= $2-\{2-\rho$ ロロー3-[2-(1,3-i)]オキソランー2-1ル) エトキシ[2-(1,3-i)] - 3-1 - オキソシクロヘキサー1-1 ンー1-1 - オラート (別名ランコトリオンナトリウム塩)

## (別紙2)

S-メチル=ベンゾ [1, 2, 3] チアジアゾール-7-カルボチオアート (別名アシベンゾラルS-メチル)

エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート (別名デスメディファム)

5ーメチルー1, 2, 4ートリアゾロ[3, 4-b][1, 3]ベンゾチアゾール(別名トリシクラゾール)

3, 4-ジヒドロ-2, 4-ジオキソ-1-(ピリミジン-5-イルメチル) -3-( $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha-$ トリフルオロ-m-トリル) -2 H-ピリド [1, 2-a] ピリミジン-1-イウム-3-イド(別名トリフルメゾピリム)

N-(3,5-ジクロロフェニル)-1,2-ジメチルシクロプロパン-1,2-ジカルボキシミド(別名プロシミドン)

S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル=O, O-ジメチル=ホスホロジチオアート(別名マラチオン又はマラソン)

1, 1ージメチルピペリジニウム=クロリド(別名メピコートクロリド)

中環審第1010号平成30年1月9日

中央環境審議会 土壌農薬部会 部会長 岡田 光正 殿



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成30年1月5日付け諮問第475号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌 農薬部会に付議する。

IM.

諮問第479号 環水大土発第1802211号 平成30年2月21日

中央環境審議会会長 武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣 中 川 雅



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき 環境大臣が定める基準の設定について(諮問)

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2)別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

S, S' - (2-ジメチルアミノトリメチレン) = ビス(チオカルバマート)塩酸塩(別名カルタップ)

(2R, 3aS, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS) -2-(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-α-L-マンノピラノシルオキシ) -13-(4-ジメチルアミノ-2, 3, 4, 6-テトラデオキシーβ-D-エリスロピラノシルオキシ) -9-エチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16a, 16b-へキサデカヒドロ-14-メチル-1<math>H-as-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンA) 及び (2S, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS) -2-(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-α-L-マンノピラノシルオキシ) -13-(4-ジメチルアミノ-2, 3, 4, 6-テトラデオキシーβ-D-エリスロピラノシルオキシ) -9-エチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16a, 16b-ヘキサデカヒドロ-4, 14-ジメチル-1<math>H-as-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンD) の混合物 (別名スピノサド)

3', 4'-ジクロロプロピオンアニリド(別名プロパニル)

S, S'-2-ジメチルアミノトリメチレン=ジ(ベンゼンチオスルホナート) (別名ベンスルタップ)

(別紙2)

N- (トリクロロメチルチオ) シクロヘキサー4-エン-1, 2-ジカルボキシイミド (別名キャプタン)

トリエタノールアミン=2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸塩 (別名ジクロルプロップトリエタノールアミン塩)

4-[(5RS)-5-(3,5-ジクロロフェニル)-4,5-ジヒドロー5-(トリフルオロメチル)-1,2-オキサゾール<math>-3-イル]-N-[(EZ)-(メトキシイミノ)メチル]-o-トルアミド(別名フルキサメタミド)

中環審第 1019 号平成 30年2月28日

中央環境審議会 土壌農薬部会 部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会 会長 武内



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成30年2月21日付け諮問第479号もって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。